

## 教職員の懲戒処分について

令和6年2月9日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立小学校 教諭 (53歳)	戒告	<p>令和5年10月7日(土)に広島市内の飲食店において同僚の女性教諭の手に触れた。その後、路上等においても当該女性教諭の手を握ったり、肩に手を回したりしたほか、斜め後ろから抱きしめて、不適切な発言をした。</p> <p>これらの行為により、当該女性教諭に不快感や恐怖感を与えた。</p> <p>これらの行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当し、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

### 【担当】

教職員課 小中学校人事係長 春田 修治

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp